

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年5月26日

収支等命令者

佐賀県玄海水産振興センター所長 山浦 啓治

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度一級小型船舶操縦士免許教習等業務委託 |
| (2) 業務の仕様等 | 別紙仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約日から令和7年8月29日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 学科教習：唐津市唐房6丁目4948-23 佐賀県高等水産講習所
実技教習：唐津市西港東防波堤の周辺 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく登録小型船舶教習所の登録を有する者であること。
- (2) 過去2年間に同種の、国または地方自治体が発注した契約を履行した実績を有する者。
- (3) 実技教習使用船舶の係留時に不測の事態に対応できることを考慮し、近県（九州及び山口県）に事業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6カ月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止措置を受けている者、若しくは佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び関係書類を、令和7年6月5日(木曜日)午後4時(必着)までに(2)の担当者宛に持参又は郵送してください。

提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

なお、提出された書類については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 入札参加資格確認申請書及び関係資料

ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1)

イ 営業概要書(別記様式2)

ウ 誓約書(別記様式3)

エ 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法第149号)に基づく登録小型船舶教習所の登録証の写し

オ 同種業務の履行実績調書(別記様式4)及び契約書の写し又は履行を証明する書類の写し

(2) 担当

〒847-0122 佐賀県唐津市唐房6丁目4948-23

佐賀県高等水産講習所 渡辺 幸雄

電話 0955-72-2565

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年6月6日(金曜日)に通知します。

5 入札手続きに関する事項

(1) 入札に関する問い合わせ先

3の(2)の担当に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

佐賀県ホームページの添付ファイルから入手してください。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年6月13日(金曜日)午後2時

イ 場 所 唐津市唐房6丁目4948-9

佐賀県玄海水産振興センター 1階 会議室

ウ 入札方法 入札は入札者又はその代理人が「入札書」(別記様式5)及び「入札金額積算内訳」(別記様式5-1)を直接持参することにより行います。なお、代理人が入札する場合は、入札時に「委任状」(別記様式6)を提出してください。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退をする場合は、速やかに「入札辞退届」(別記様式7)を提出してください。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項の規定に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債

額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実に認められる社債

額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なる時は発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る)券面金額

(エ) 銀行又は、確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した以降であるときは、提供した翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割合率によって割り引いて得た金額)

- (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期貯金債権
債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証
その保証する金額
- イ 佐賀県財務規則第 103 条第 3 項に基づき、次の各号に該当する場合は、入札保証金の納付が免除されます。
- (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 上記 2 に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去 2 年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（「同種業務の履行実績調書」（別記様式 4）及び契約書の写し又は履行を証明する書類を提出してください。）

②契約保証金

契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。

なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則 116 条に基づき上記（1）の①のアの（ア）から（カ）までに該当する価値の担保を供することができます。

また、次の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- イ 過去 2 年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（「同種業務の履行実績調書」（別記様式 4）及び契約書の写し又は履行を証明する書類を提出してください。）

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた額）を入札書に記載してください。

（3）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者

- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- キ 保証金を納入しない者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することのできないと認められないとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。

この場合において当該落札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときはこれに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(6) 詳細は仕様書を参照してください。

(7) 問い合わせ先

この委託事務に関する質問は、下記問い合わせ先へ書面で提出してください。

問合せ先 佐賀県高等水産講習所 電話 0955-72-2565

担当 渡辺